

令和7年第1回教育委員会臨時会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和7年3月27日（木）午後2時00分

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

職務代理者 泉 孝英 委 員 市村 依子 委 員 阪東 なつ子
委 員 中澤 安弘

3. 事務局職員出席者

教育次長 百々 孝之、学校教育総務課長 古畑 まき
学校教育総務課付学校指導担当課長 川本 重樹、生涯学習課長 奥 成久
学校教育総務課教育総務担当 主事 村角 和儀

4. 傍聴者数 1名

5. 議事の次第

百々次長	<開会>
泉職務代理者	<挨拶> 前回も同じ話をさせていただきましたが、時期的に山火事がとても多いです。 過去に例を見ないような燃え広がり方をしており、風による影響がとても大きいと感じています。一度、燃え広がり始めると、より強い風を発生することになり、さらに被害が広がることに繋がってしまいます。皆様も気を付けていただきたいと思います。また季節の変わり目でもありますので、体調管理にもお気をつけください。 それでは定例会を始めてまいります。会議録の署名について、第1回臨時会会議録署名委員は、中澤委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第12号「令和7年度能勢町教育基本方針の策定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
百々次長	本件につきましては、能勢町総合計画や能勢町教育大綱を受けて、教育委員会としての令和7年度における基本的な方針を策定することにつきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。 この方針については、毎年度大阪府教育委員会から示される「市町村教育委員

会に対する指導・助言事項」を参考に策定してきたところです。

資料の能勢町教育基本方針（案）をご覧ください。

目次についてですが、昨年度と同じく、基本方針から重点施策までの構成としております。

重点課題と重点施策がございますが、重点課題については昨年度同様7つ、重点施策については、1項目減り、25項目となっております。

この基本方針の内容については、本月14日の第3回定例会におきまして、その他案件にて概要説明をさせていただいておりますので、ここでは、同月19日までにいただいたご意見、ご指摘等に基づいて修正した点を中心に、ご説明をさせていただきます。

A4資料の令和7年度能勢町教育基本方針（案）に対する意見・質疑等及びその対応等と、A3資料の修正前後比較表をお願いいたします。

全部で9つの意見等をいただいております、その対応を表の下段に記載しております。修正前後比較表では、修正した部分は黄色で着色しており、左側が修正後、右側が修正前となっております。

1ページの目次から20ページの④のところまで、全部で9か所の修正をさせていただきます。

次に、別冊の「令和7年度に取り組む主な事業」をご覧ください。

昨年度と同様、点検・評価結果報告書において作成している点検・評価調書に沿った形で、令和7年度に取り組むこととしている主な事業をまとめたものでございます。

基本方針と、議会に提出した当初予算説明資料における記載との整合性も勘案しつつ作成したものでございます。一つひとつの詳細の説明については、割愛をさせていただきます。

議案第12号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

泉職務代理者

説明が終了しました。

何か質疑はございませんか。

市村委員

別冊資料の10ページですが、(5)生涯スポーツの推進体制の表の中、事業計画概要①経常（保健体育総務費）のところですが、スポーツ推進委員会「に」が抜けていると思います。

百々次長

修正させていただきます。

中澤委員	訂正等ではないですが、教えて頂きたいことが2点ございます。 1点目は、17ページに「日本語指導が必要な児童生徒の進路指導の充実」とありますが、今ささゆり学園にこうした日本語指導が必要な児童生徒がいるのかどうか。 2点目は、同じページに記載されています「DLA」について、下部に注釈もつけていただいておりますが、もう少し分かることがあれば教えていただけますか。
川本課長	まず1点目。該当する児童生徒がいるのかどうかについて、日常的な会話はできますが、授業で用いる特有の用語、例えば算数の用語などについて、混乱してしまう恐れのある子が数名在籍をしております。そういった子に対しては「外国人児童生徒支援員」が週3回程度来てくださっており、放課後に日本語の学習を行っております。 2点目、DLAについてですが、簡単に申し上げますと、日本語の能力を測る試験があり、その結果によりどのような支援が必要かを考えていくものです。
中澤委員	もう1点お伺いいたします。21ページに「労働安全衛生体制の充実」とあり、その中で時間外勤務労働が月80時間を超えた教職員については、産業医等との面談を行っていくとありますが、実際に月80時間を超過されている先生方はどれくらいおられるのでしょうか。
古畑課長	月80時間を超える教職員の方は、夏休み等長期休業のある月を除くと、月2～3名おられる状況です。その原因としまして、後期課程についてはクラブ活動における対外試合等があると、残業時間が伸びる傾向にあります。あとは時期的なものです。年度末・年度初めといった時期については、異動や新学期準備等も重なり、時間外労働が多くなっております。 一方で、学校側でも時間外労働時間の低減に向けて様々な取り組みを行っていただいております。以前と比較した場合、平均的には残業時間は減ってきているものでございます。
泉職務代理者	他にございませんか。 そのほか特にないようですので、これから採決を行います。議案第12号は一部訂正の上、承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
泉職務代理者	異議がないようですので、議案第12号は承認することに決定しました。

泉職務代理者	続きまして、議案第 13 号及び第 14 号の審議に入るわけですが、これらの議案については人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規程により、非公開といたします。 (傍聴人退席) ※議案第 13 号承認 ※議案第 14 号承認
泉職務代理者	これより会議を公開いたします。 (傍聴人入室)
泉職務代理者	続きまして、議案第 15 号「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
百々次長	1 ページの規則制定等概要書をご覧ください。 本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項の規定に基づき、参考資料にございます教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定しております。 条例第 2 条第 3 号には、教育委員会が定める場合となっており、義務の特例に関する範囲を定めるため本規則を制定するものです。 2 ページをお願いします。 第 2 条に職務に専念する義務の免除の範囲を示しており、1 号の国又は地方公共団体若しくはその他の団体の役員又は職員を兼ねる場合のほか、4 号の地震、火災、水害、その他重大な災害に際し、専念すべき職務以外の業務に従事する場合までを規定しております。5 号は教育委員会が特に必要と認める場合としておりますので、規定した以外の例がありましたらご相談のうえ判断していきたいと思います。実際の運用につきましては、条例 2 条に規定するとおりあらかじめ教育委員会の承認を得るとなっておりますので、教育長報告の中で報告し承認を得ることにしたいと考えております。 附則のとおり令和 7 年 4 月 1 日からの施行としております。 議案第 15 号についての説明は以上のとおり。ご審議のうえ、お認めいただくようよろしくお願いします。
泉職務代理者	説明が終了しました。 何か質疑はございませんか。

泉職務代理者	特にないようですので、これから採決を行います。議案第 15 号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
泉職務代理者	異議がないようですので、議案第 15 号は、承認することに決定しました。 その他に入ります。何かありますでしょうか。
奥課長	生涯学習課から報告します。3 月 22 日に開催しました立川談春の独演会について、309 名の入場であり、61.55%の入場率でございました。公演内容については大変盛り上がり、談春さんからお帰りの際にも淨るりシアターでの公演が 3 回目となることから、今後ともよろしくお願ひしたいとお言葉をいただくことができました。
泉職務代理者	その他、何かありますでしょうか。 なければ、5 月定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。
百々次長	令和 7 年第 5 回定例会については、5 月 30 日（金）午後 2 時を提案させていただきます。
泉職務代理者	只今、事務局から提案のありましたとおり、5 月の定例会は 5 月 30 日（金）午後 2 時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
一同	異議なし。
泉職務代理者	それでは、令和 7 年第 5 回定例会は、5 月 30 日（金）午後 2 時からとさせていただきます。 他にございませんか。 ないようですので、本日の臨時会についてはこれにて終了とさせていただきます。
(閉会 午後 2 時 50 分)	